

中 学 校

# 教育課程編成のポイント

平成30年1月

沖 縄 県 教 育 委 員 会

## はじめに

平成28年12月の中央教育審議会答申において、我が国の子供たちの現状や将来展望、教育課程の課題等を踏まえ、新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育むことを目指した学習指導要領等の改善の方向性が示され、平成29年3月に新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領が告示されました。

今回の改訂では、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図り、「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」のバランスのとれた「生きる力」を育成することを目指しています。

そして、「生きる力」の育成に当たっては、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、いわゆる資質・能力の3つの柱の育成をバランスよく実現する必要があります。

また、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という「社会に開かれた教育課程」の理念を学校と社会が共有するとともに、カリキュラム・マネジメントにより教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことが大切です。

文部科学省においては、全国3か所で小中学校別に中央説明会を開催するとともに、関係資料等をホームページで公開するなど、学習指導要領改訂の趣旨及び改善点等の周知・徹底に係る取組を行っております。

県教育委員会では、文部科学省における説明会を踏まえ、各教育事務所及び市町村教育委員会指導主事等を対象とする説明会や、文部科学省担当官を招聘した各地区管理職研修会等における説明会を実施してまいりました。

また、このたび、小学校においては平成32年度から、中学校においては平成33年度からの全面実施に向け、各学校における教育課程の編成・実施の参考資料として小学校及び中学校の「教育課程編成のポイント」を作成いたしました。作成に当たっては、小・中学校別に各教科等2ページを基本に内容を焦点化するとともに、移行措置及び移行期間中の対応について示すことで、コンパクトで活用しやすい工夫を図りました。

各学校においては、校長を中心として全教職員が新学習指導要領の趣旨や内容について十分理解するとともに、本書が各学校の教師に広く活用され、創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成実施並びに授業改善に御活用いただければ幸いです。

平成30年1月

沖縄県教育委員会

教育長 平敷 昭人

## 中学校 教育課程編成のポイント

### 目 次

#### はじめに

|              |       |    |
|--------------|-------|----|
| 1 総 則        | ..... | 1  |
| 2 国 語        | ..... | 3  |
| 3 社 会        | ..... | 5  |
| 4 数 学        | ..... | 7  |
| 5 理 科        | ..... | 9  |
| 6 音 楽        | ..... | 12 |
| 7 美 術        | ..... | 14 |
| 8 保健体育       | ..... | 16 |
| 9 技 術        | ..... | 18 |
| 10 家 庭       | ..... | 20 |
| 11 外 国 語     | ..... | 22 |
| 12 特別の教科 道徳  | ..... | 24 |
| 13 総合的な学習の時間 | ..... | 27 |
| 14 特別活動      | ..... | 29 |

〔資料〕 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要について

(平成30年1月 義務教育課)

# 1 中学校 総則

## I 改訂の経緯及び基本方針

### 1 改訂の経緯

学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- |  |
|--|
| ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)                     |
| ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成) |
| ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)        |
| ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)           |
| ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)                            |
| ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)        |

中学校学習指導要領は、平成30年4月1日から移行措置を実施し、平成33年4月1日から全面实施することとしている。

### 2 改訂の基本方針

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

ア 「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

イ 知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

ウ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の6点に留意して取り組むことが重要である。

ア 全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。

イ 「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で授業改善を進めるものであること

ウ 学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上。

エ 学習を見通し振り返る場面、グループなどで対話する場面、児童生徒が考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるか。

オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。

カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図る。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めることについて新たに示した。

(5) 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実について、その特質に応じて内容や取扱いの充実を図った。

## II 改訂の要点

### 1 学校教育法施行規則について

学校教育法施行規則では、教育課程編成の基本的な要素である各教科等の種類や授業時数、合科的な指導等について規定している。今回は、中学校に関するこれらの規定について、改正は行っていない。

### 2 前文の趣旨及び要点

(1) 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること

持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められることを明記した。

(2) 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと

それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となることを示した。

- (3) 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実  
 学習指導要領を踏まえ、各学校の特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、教育活動の更なる充実を図っていくことが重要であることを示した。

### 3 総則改定の要点

- (1) 資質・能力育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」
- ・学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」がバランスよく育まれるよう改善した。
  - ・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善した。
  - ・資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が推進されるよう改善した。
  - ・言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善するとともに、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング教育を新たに位置付けた。
- (2) カリキュラム・マネジメントの充実
- ・カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう、章立てを改善した。
  - ・児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善した。
- (3) 生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働
- ・学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について示した。
  - ・特別な配慮を必要とする児童への指導と教育課程の関係について示した。
  - ・教育課程外の学校教育活動である部活動について、持続可能な運営体制が整えられるようにすることを示した。
  - ・教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを示した。

## III 道徳の特別教科化に係る一部改正

### 1 一部改正の経緯

今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示したものである。発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものである。改正中学校学習指導要領は、平成27年4月1日から移行措置として、その一部又は全部を実施することが可能となっており、平成31年4月1日から全面実施することとしている。

### 2 一部改正の基本方針

道徳科においては、内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものとするとともに、指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図っている。

### 3 一部改正の要点

- (1) 学校教育法施行規則改訂の要点  
 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を「特別の教科である道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと改めた。
- (2) 総則改定の要点
- ア 教育課程編成の一般方針  
 「特別の教科である道徳」を「道徳科」と言い換える旨を示すとともに、道徳教育の目標について簡潔に示した。また、道徳教育の目標を達成するための諸条件を示した。
- イ 内容等の取扱いに関する共通事項  
 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、「第3章特別の教科道徳」の第2に示す内容であることを明記した。
- ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
- (ア) 全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うこと。また、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示すこと。
- (イ) 生徒の発達の段階や特性等を踏まえて中学校における留意事項を示したこと。
- (ウ) 豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示したこと。
- (エ) 情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることを示したこと。

## 2 中学校 国語

### I 改訂の趣旨及び要点

#### 1 国語科の目標及び内容の構成

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。

(2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。

(3) 言葉がもつ価値を認識するとともに言、語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

知識及び技能

思考力、判断力、表現力等

学びに向かう力、人間性等

#### 2 「言葉による見方・考え方」を働かせるとは

生徒が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることである

様々な事象の内容を自然科学や社会科学等の視点から理解することを直接の学習目的としない国語科においては、言葉を通じた理解や表現及びそこで用いられる言葉そのものを学習対象としている。このため、「言葉による見方・考え方」を働かせることが、国語科において育成を目指す資質・能力をよりよく身に付けることにつながる事となる。

#### 3 学年の目標

|              | 第1学年  | 第2学年  | 第3学年   |
|--------------|---|---|--|
| 知識及び技能       | (1) 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。  |   |  |
| 思考力、判断力、表現力等 | (2) <u>筋道立てて考える力</u> や <u>豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを確かなものにする</u> ことができるようにする。 | (2) <u>論理的に考える力や共感したり想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりする</u> ことができるようにする。 | (2) <u>論理的に考える力や深く共感したり豊かに想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりする</u> ことができるようにする。 |
| 学びに向かう力、人間性等 | (3) 言葉がもつ価値に <u>気付く</u> とともに、 <u>進んで読書をし、我が国の言語文化を大切に</u> して、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。                         | (3) 言葉がもつ価値を <u>認識</u> するとともに、 <u>読書を通して生活に役立て、我が国の言語文化を大切に</u> して、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う          | (3) 言葉がもつ価値を <u>認識</u> するとともに、 <u>読書を通して自己を向上させ、我が国の言語文化に関わり</u> 、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。               |

#### 4 学習内容の改善・充実

- (1) 現行の三領域一事項を、〔知識及び技能〕と〔思考力、判断力、表現力等〕に再構成。  
〔図1〕参照。
- (2) 「学びに向かう力、人間性等」については、目標においてまとめて示し、指導事項のまとまりごとに示さず。
- (3) 〔知識及び技能〕の改善内容
  - ① 言葉の働き 「相手の行動の促す働き」に関する事項を第2学年に新設
  - ② 語彙 語感を磨き語彙を豊かにする（各学年とも下記の二つの内容で構成）  
ア 語句の量を増すこと イ 語句についての理解を深めること
  - ③ 情報の扱い方に関する事項の新設（各学年とも下記の二つの内容で構成）  
ア 情報と情報との関係 イ 情報の整理
  - ④ 我が国の言語文化に関する事項  
「伝統的な言語文化」「言葉の由来や変化」「書写」「読書」に関する内容を整理
  - ⑤ 読書指導の改善・充実 国語科の学習が読書活動に結びつくようにする  
〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項の位置づけ

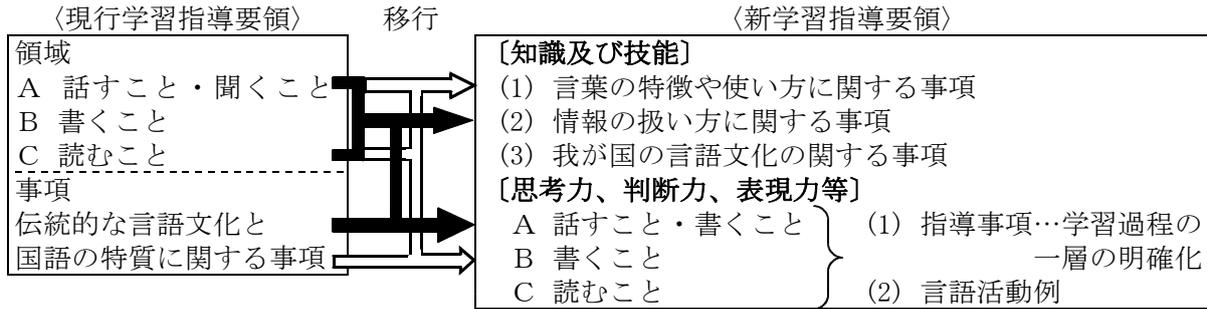


図1 現行学習指導要領、新学習指導要領対照

(4) [思考力、判断力、表現力等] の改善内容

① 学習過程の一層の明確化

A 話すこと・聞くことの学習過程

・「話すこと」「聞くこと」「話し合うこと」の各指導事項は相互に密接に関連。

B 書くことの学習過程

・「共有」は読み手からの助言などから自分の文章のよい点や改善点を書き手自身が見いだすことを示す。

C 読むことの学習過程

・「精査・解釈」は文章の内容に関する内容と文章の形式に関する内容とに分ける。  
 ・「文章の解釈」は「構造と内容の把握」と「精査・解釈」の項目に分けて位置づけ。

② 全ての領域において「考えの形成」に関する指導事項の位置づけ

③ 学習過程は指導の順序性を示すものではない。(必ずしも順番に指導する必要はない)

④ 言語活動例 言語活動例は言語活動の種類ごとにまとめた形で示している。

II 指導計画作成上の配慮事項

- 単元や内容や時間のまとまりを見通して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。
- 言語能力の向上を図る観点から、外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。
- 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- 道徳科との関連を図り、道徳科の内容について、国語科の特質に応じて適切に指導する。
- 日常の言語活動を振り返ることなどを通して、生徒が実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるように指導を工夫すること。
- 書写の指導については、第2の内容に定めるほか、文字を正しく整えて速く書くことができるようにし、書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること。毛筆を使用する書写の指導は硬筆による書写の能力の基礎を養うように指導すること。  
 (第1学年及び第2学年では年間20単位時間程度、第3学年では年間10時間程度とする)
- 情報機器の活用に関する指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。
- 学校図書館などの活用に関する指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。
- 古典に関する教材については、古典の原文に加え、古典の現代語訳、古典について解説した文章などを取り上げる。

III 移行期間中の対応について

- (1) 平成31年度の第1学年、平成32年度の第1・2学年で学習する漢字に追加する。

【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】(20字)

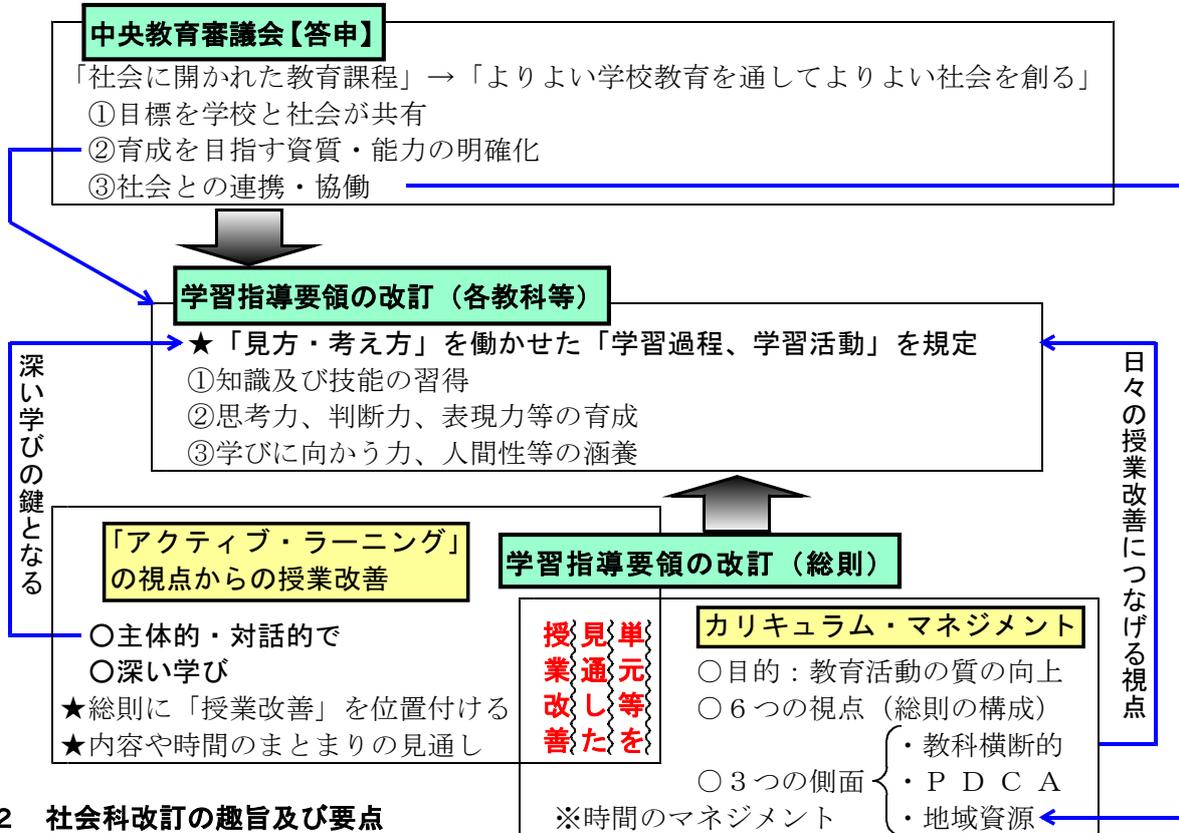
「茨、媛、岡、瀧、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜」

- (2) 平成32年度の第1学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。(第2学年でも指導する)

### 3 中学校 社会

#### I 改訂の趣旨及び要点

##### 1 学習指導要領改訂の要点（全体像）～総則と各教科等の関連～



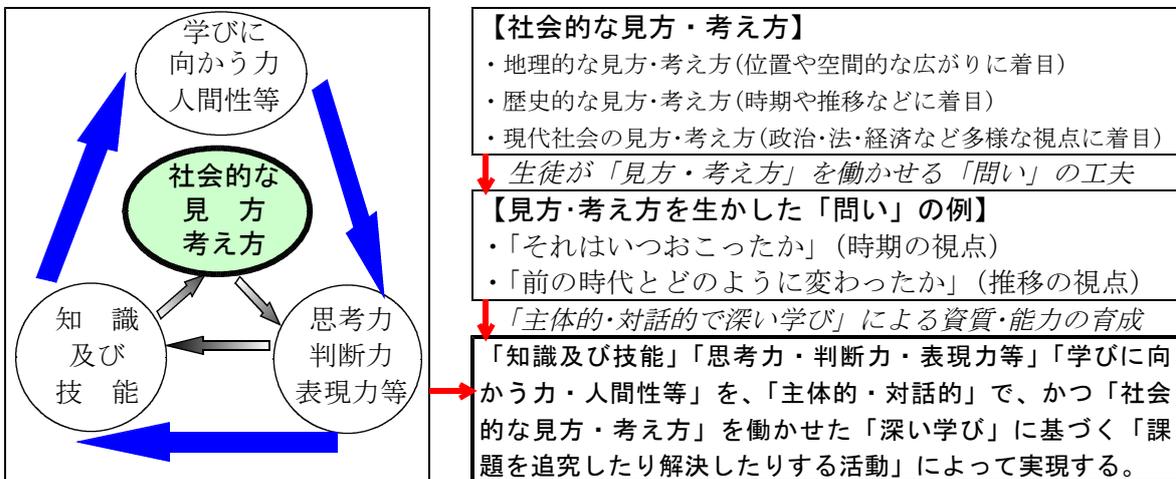
##### 2 社会科改訂の趣旨及び要点

###### (1) 目標の改善

中学校社会科における目標は、小学校社会科並びに高等学校地理歴史科及び公民科との接続を踏まえ、学校種の違いによる発達段階や分野の特質に応じて、柱書き（リード文）と資質・能力の三つの柱からなる目標を設定している。

具体的には、小・中学校の一貫性の観点から、中学校社会科の目標を「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」を育成することを目指すとしている。

###### (2) 「社会的な見方・考え方」と「資質・能力」の育成について



**(3) 内容構成の改善**

社会科各分野の内容構成に関しては、大項目をA、B、C…、中項目を(1)、(2)、(3)…、小項目を①、②、③…の順で示した。また、中項目にア、イを置き、ア：「知識及び技能」、イ：「思考力、判断力、表現力等」について、それぞれの事項におけるねらいを明確に示すとともに、両者を関連付けることの重要性を述べている。

また、世界の歴史や民主政治の来歴についての理解を深め、高等学校に円滑に接続するよう、地理的分野の時数を5単位時間減らし、歴史的分野の時数を5単位時間増やした。（地理：115単位時間、歴史：135単位時間に変更）

**(4) 学習内容等の改善・充実**

社会における今日的な要請から、伝統・文化、主権者の育成、防災・安全への対応、海洋や国土の理解、グローバル化、産業構造の変化、持続可能な社会の形成等に対応した内容について、各分野ともに改善・充実が図られている。

**【地理的分野】**

- ① 世界と日本の地域構成に関わる内容構成の見直し（従前の「世界の地域構成」と「日本の地域構成」を統合し、「世界と日本の地域構成」として冒頭に位置付けた。）
- ② 地域調査に関わる内容構成の見直し（従前の「世界の様々な地域の調査」を割愛し、「身近な地域の調査」を「地域調査の手法」と「地域の在り方」の二つの中項目に分けた。）
- ③ 「世界の諸地域」の学習における地球的課題の視点の導入（グローバル化が引き続き進展し、環境問題等の地球的課題が一層深刻化する現状において、世界全体の地理的認識を養う。）
- ④ 「日本の諸地域」の学習における考察の仕方の柔軟化（考察の視点を減らすなど）
- ⑤ 「日本の様々な地域」の学習における防災学習の重視（4つの中項目を通して我が国の自然災害や防災の実態などを踏まえた学習が可能な構成にした。）

**【歴史的分野】**

- ① 我が国の歴史の背景となる世界の歴史の扱いの一層の充実（高校地理歴史科への「歴史総合」の設置を受け、我が国の歴史に間接的な影響を与えた世界の歴史について充実させた。）
- ② 主権者育成の観点から、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどの学習の充実（ギリシャ・ローマの文明における民主政治、我が国の普通選挙の確立など。）
- ③ 様々な伝統や文化の学習内容の充実（「琉球の文化」や「アイヌの文化」に触れる。）

**【公民的分野】**

- ① 現代社会の特色、文化の継承と創造の意義に関する学習の一層の重視（少子高齢化、情報化、グローバル化が現在及び将来に与える影響等、災害時の防災情報の発信・活用等）
- ② 現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実（現代社会について考察、構想したり表現したりする際の視点として、「分業と交換、希少性など」「個人の尊重と法の支配、民主主義など」「協調、持続可能性など」を新たに示した。）
- ③ 社会に見られる課題を把握したり、その解決に向けて考察、構想したりする学習の重視（起業と金融などのはたらき、仕事と生活の調和、少子高齢社会と社会保障、選挙権年齢の引き下げと政治参加、国連における持続可能な開発のための取り組み、領土と国家主権など）

**II 移行期間中の対応について**

|                |   |
|----------------|---|
| 平成30年度から平成32年度 | ○ 領土に関する学習に関連して、地理的分野の「領域の範囲や変化とその特色」、歴史的分野の「富国強兵・殖産興業」、公民的分野の「領土（領海、領空を含む。）、国家主権」の指導に当たっての内容の取扱いについては、新学習指導要領の規定による。   |
| 平成31年度及び平成32年度 | ① 地理的分野と歴史的分野の授業時数については、新学習指導要領の規定によるものとし、授業時数を両分野に適切に配当する。<br>② 地理的分野の「世界の諸地域」の指導に当たっては、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。<br>③ 歴史的分野の「世界の古代文明」「ユーラシアの変化」「ヨーロッパ人の来航の背景」「市民革命」の指導に当たっての内容の取扱いについては、新学習指導要領の規定による。 |

## 4 中学校 数学

### I 数学科の目標及び内容

#### 1 数学科の目標

中学校数学科の目標は、次のとおりである。

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解するとともに、事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。（※知識及び技能）
- (2) 数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見だし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。（※思考力、判断力、表現力等）
- (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとする態度、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする態度を養う。（※学びに向かう力、人間性等）

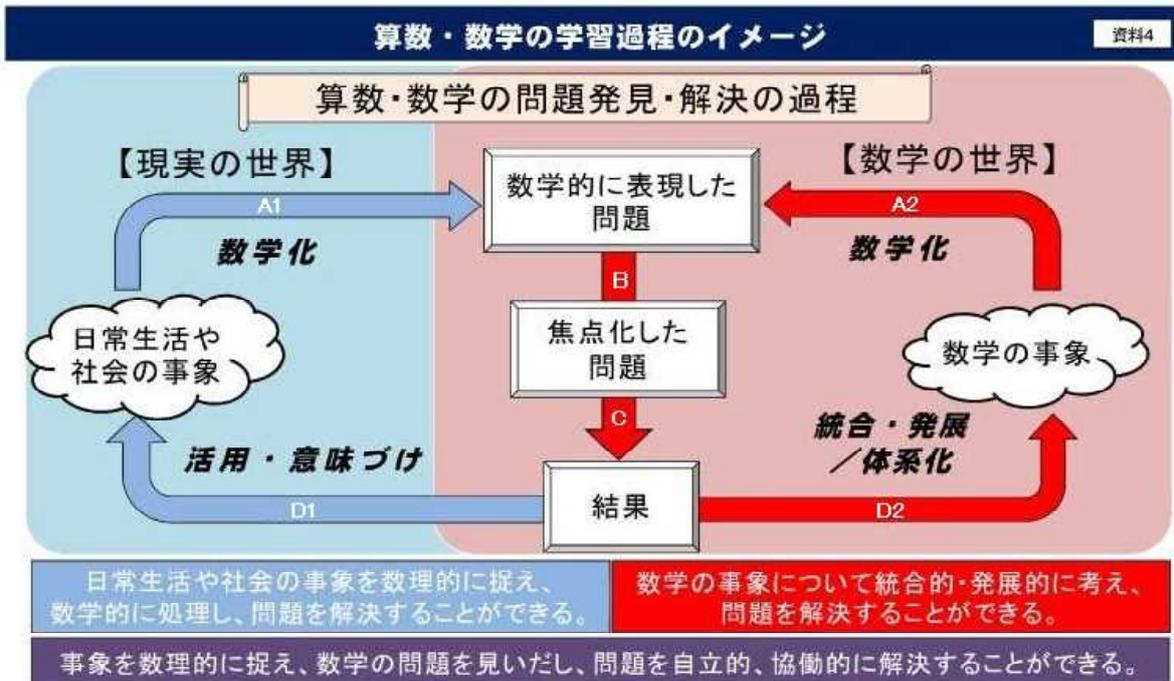
##### ①「数学的な見方・考え方」について

「数学的な見方・考え方」のうち、「数学的な見方」は、「事象を数量や図形及びそれらの関係についての概念等に着眼してその特徴や本質を捉えること」であり、また、「数学的な考え方」は、「目的に応じて数、式、図、表、グラフ等を活用しつつ、論理的に考え、問題解決の過程を振り返るなどして既習の知識及び技能を関連付けながら、統合的・発展的に考えること」である。以上のことから、「数学的な見方・考え方」は、「事象を、数量や図形及びそれらの関係などに着眼して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること」として整理される。

##### ②「数学的活動」について

「数学的活動」とは、「事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行すること」である。これは、「生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学に関わりのある様々な営み」であるとする従来の意味をより明確にしたものである。

数学的活動として捉える問題発見・解決の過程には、主として二つの過程を考えることができる。一つは、「日常生活や社会の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決し、解決過程を振り返り得られた結果の意味を考察する過程」（※下図の左側の【現実の世界】の部分を含む過程）であり、もう一つは、「数学の事象から問題を見だし、数学的な推論などによって問題を解決し、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考察する過程」（※下図の右側の【数学の世界】の部分を含む過程）である。



※各場面で、言語活動を充実

※これらの過程は、自立的に、時に協働的に行い、それぞれに主体的に取り組めるようにする。

※それぞれの過程を振り返り、評価・改善することができるようにする。

## 2 数学科の内容

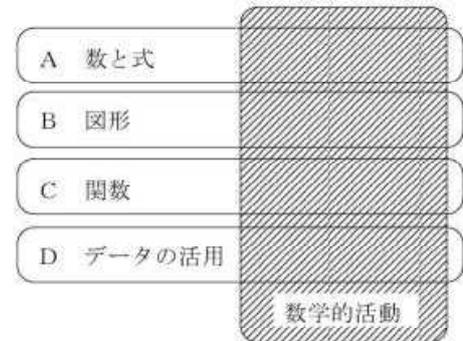
中学校数学科の内容は、「A数と式」、「B図形」、「C関数」、「Dデータの活用」の四つの領域と〔数学的活動〕で示している。今回の改訂では、従前の「資料の活用」の領域の名称を「データの活用」に改めた。これは、一般的に用いられる「データ」という用語を用いたことや、小・中・高等学校の学習のつながりを考慮したためである。

### ○〔数学的活動〕について

数学的活動を四つの領域の指導内容からいったん切り離し、事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行するという観点から三つの活動に集約して、四つの領域を包括し、学習指導要領の内容に位置付けている。（※右図参照）

数学科において重視しているのは、「日常の事象や社会の事象から問題を見だし解決する活動」、「数学の事象から問題を見だし解決する活動」、「数学的な表現を用いて説明し伝え合う活動」である。

次の表は、〔数学的活動〕の三つの内容を整理したものである。



| 重視している活動                    | 1 学年   | 2・3 学年   |
|-----------------------------|--|--|
| ア 日常の事象や社会の事象から問題を見だし解決する活動 | 日常の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決したり、解決の過程や結果を振り返って考察したりする活動 | 日常の事象や社会の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決したり、解決の過程や結果を振り返って考察したりする活動 |
| イ 数学の事象から問題を見だし解決する活動       | 数学の事象から問題を見だし解決したり、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考察したりする活動       | 数学の事象から見通しをもって問題を見だし解決したり、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考察したりする活動      |
| ウ 数学的な表現を用いて説明し伝え合う活動       | 数学的な表現を用いて筋道立てて説明し伝え合う活動                                 | 数学的な表現を用いて論理的に説明し伝え合う活動  |

## II 指導計画の作成と内容の取扱い

### 1 指導計画作成上の配慮事項

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、数学的活動を通して、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象や社会の事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること。

### 2 内容の取り扱いについての配慮事項

(1) 考えを表現し伝え合うなどの学習活動（言語活動の充実）

思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、数学的な表現を用いて簡潔・明瞭・的確に表現したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの機会を設けること。

## III 移行期間中の対応について

平成31年度の第1学年、平成32年度の第1・2学年の指導に当たっては、次の表のとおり、内容の一部を追加したり、省略したりする対応を行う。

| 年度     | 学年   | 領域     | 追加              | 省略（指導する学年の変更）                                      |
|--------|------|--------|-----------------|--|
| 平成31年度 | 1 学年 | A数と式   | ・素数の積           | ・誤差や近似値（3学年で指導）<br>・ $a \times 10^n$ の形の表現（3学年で指導） |
|        |      | D資料の活用 | ・累積度数           |  |
| 平成32年度 | 1 学年 | A数と式   | ・素数の積           | ・誤差や近似値（3学年で指導）<br>・ $a \times 10^n$ の形の表現（3学年で指導） |
|        |      | D資料の活用 | ・累積度数<br>・統計的確率 |  |
|        | 2 学年 | D資料の活用 | ・四分位範囲<br>・箱ひげ図 |  |

## 5 中学校 理科

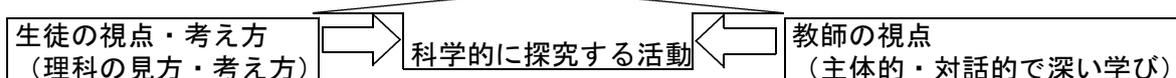
### I 改訂の趣旨及び要点

#### 1 理科の目標（中学校理科において育成を目指す資質・能力）

|   |
|---|
| <p>自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。</p> <p>(3) 自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。</p> |
|---|

#### 2 理科における「資質・能力」育成のイメージ

##### 理科において育成を目指す資質・能力



#### 3 理科の見方・考え方

中学校における「理科の見方・考え方」については、「自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること」と整理することができる。

##### (1) 見方について

| 領域    | 見方             |
|-------|----------------|
| エネルギー | 主として量的・関係的な視点  |
| 粒子    | 主として質的・実体的な視点  |
| 生命    | 主として多様性と共通性の視点 |
| 地球    | 主として時間的・空間的な視点 |

これらの特徴的な視点はその領域固有のものではなく、その強弱はあるものの、他の領域においても用いられる視点であり、また、これら以外の視点もあることについて留意することが必要である。また、探究の過程において、これらの視点を必要に応じて組み合わせる用いることも大切である。

##### (2) 考え方について

探究の過程を通じた学習活動の中で、例えば、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えることとして整理できる。なお、この「考え方」は、物事をどのように考えていくのかということであり、資質・能力としての思考力や態度とは異なることに留意が必要である。

#### 4 内容構成等

| 分野               | 学年                               | 内容構成  | 領域  | 移行・新設・追加等   |
|------------------|----------------------------------|---|---|---|
| 第<br>一<br>分<br>野 | 第<br>一<br>学<br>年                 | (1) 身近な物理現象<br>(ア) 光と音<br>(イ) 力の働き                          | エネルギー   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1) (ア) ㉞で「白色光はプリズムによっていろいろな光に分かれる」ことにも触れる</li> <li>・ (1) (イ) ㉞に「物体に・・・力が釣り合うときの条件を見いだして理解すること」を追加。現行中3から移行</li> </ul> |
|                  |                                  | (2) 身の回りの物質<br>(ア) 物質のすがた<br>(イ) 水溶液<br>(ウ) 状態変化            | 粒子  |   |
|                  | 第<br>二<br>学<br>年                 | (3) 電流とその利用<br>(ア) 電流<br>(イ) 電流と磁界                          | エネルギー   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (3) に現行小6「電気による発熱」を移行</li> <li>・ (3) (ア) ㉞で「放射線の性質と利用」に触れる</li> </ul>  |
|                  |                                  | (4) 化学変化と原子・分子<br>(ア) 物質の成り立ち<br>(イ) 化学変化<br>(ウ) 化学変化と物質の質量 | 粒子  |   |
| 第<br>三<br>学<br>年 | (5) 運動とエネルギー<br>(ア) 力のつり合いと合成・分解 | エネルギー   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (5) に現行中1(1)「圧力」を移行</li> <li>・ (5) (ア) ㉞で浮力を水中にある物体</li> </ul> |   |

|                  |  |                |  |
|------------------|--|----------------|--|
| 第<br>三<br>学<br>年 | (イ)運動の規則性<br>(ウ)力学的エネルギー   | 粒子             | の上面と下面の水圧の差から定性的に捉えさせる   |
|                  | (6)化学変化とイオン<br>(ア)水溶液とイオン<br>(イ)化学変化と電池  |                | ・(6)(ア)㉔でイオンについては化学式で表されることにも触れる<br>(イオン式から化学式へ変更)   |
| 第<br>二<br>分<br>野 | (7)科学技術と人間<br>(ア)エネルギーと物質<br>(イ)自然環境の保全と科学技術の利用  | エネルギー<br>粒子    | ・(7)(ア)㉔に「太陽光」を追加<br>・(7)(ア)㉔で熱の伝わり方、放射線にも触れる<br>・(7)(ア)㉔でプラスチックの性質に触れる  |
|                  | (1)いろいろな生物とその共通点<br>(ア)生物の観察と分類の仕方<br>(イ)生物の体の共通点と相違点  | 生命             | ・(1)に現行中2(3)「動物の体の共通点と相違点」を移行<br>・(1)(ア)㉔「生物の特徴と分類の仕方」は新設<br>・(1)(ア)㉔に「双眼実体顕微鏡」を追加   |
| 第<br>二<br>学<br>年 | (2)大地の成り立ちと変化<br>(ア)身近な地形や地層、岩石の観察<br>(イ)地層の重なりと過去の様子<br>(ウ)火山と地震  | 地球             | ・(2)に現行中3(7)「自然の恵みと火山災害・地震災害」を移行<br>・(2)(ウ)㉔で津波発生の仕組みについて触れること   |
|                  | (3)生物の体のつくりと働き<br>(ア)生物と細胞<br>(イ)植物の体のつくりと働き<br>(ウ)動物の体のつくりと働き<br>(4)気象とその変化<br>(ア)気象観測<br>(イ)天気の変化<br>(ウ)日本の気象<br>(エ)自然の恵みと気象災害 | 生命<br>地球       | ・(3)に現行中1(1)「葉・茎・根のつくりと働き」を移行<br>・(3)(ア)㉔で単細胞生物の存在に触れること<br>・(4)に現行中1(1)「圧力」を移行<br>・(4)に現行中3(7)「自然の恵みと気象災害」を移行<br>・(4)(イ)㉔で水の循環にも触れること |
| 第<br>三<br>学<br>年 | (5)生命の連続性<br>(ア)生物の成長と殖え方<br>(イ)遺伝の規則性と遺伝子<br>(ウ)生物の種類と多様性と進化  | 生命             | ・(5)へ現行中2(3)「生物の種類多様性と進化」を移行<br>・(5)(ア)㉔で順序性を見いだして理解させること  |
|                  | (6)地球と宇宙<br>(ア)天体の動きと地球の自転・公転<br>(イ)太陽系と恒星<br>(7)自然と人間<br>(ア)生物と環境<br>(イ)自然環境の保全と科学技術の利用   | 地球<br>生命<br>地球 |  |

## II 指導計画の作成と内容の取扱い

### 1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察・実験を行うなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること。
- (2) 各学年においては、年間を通じて、各分野におよそ同程度の授業時数を配当すること。その際、各分野間及び各項目間の関連を十分考慮して、各分野の特徴的な見方・考え方を総合的に働かせ、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を養うことができるようにすること。
- (3) 学校や生徒の実態に応じ、十分な観察や実験の時間、課題解決のために探究する時間などを設けるようにすること。その際、問題を見いだし観察、実験を計画する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などが充実するようにすること。
- (4) 理科の内容の中には、日常生活や社会に密接な関わりをもっているものが多い。理科で学習する規則性や原理などが日常生活や社会で活用されていることにも触れ、私たちの生活において極めて重要な役割を果たしていることに気付かせるようにすることが大切である。

また、数学や保健体育、技術・家庭をはじめ他の教科の内容と関連するところがある。各教科と関連する内容や学習時期を把握し、各教科の「見方・考え方」、各教科で育成を目指す資質・能力などについて、教職員間で相互に連携しながら、学習の内容や系統性に留意し、学習活動を進めることが大切である。このことにより、学習の定着を図り、内容の理解を深めることが大切である。

- (5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (6) 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、理科の特質に応じて適切な指導をすること。

## 2 内容の取扱いについての配慮事項

- (1) 観察、実験、野外観察を重視するとともに、地域の環境や学校の実態を生かし、自然の事物・現象についての基本的な概念の形成及び科学的に探究する力と態度の育成が段階的に無理なく行えるようにすること。
- (2) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。
- (3) 1の(3)の学習活動を通して、言語活動が充実するようにすること。
- (4) 各分野の指導に当たっては、観察、実験の過程での情報検索、実験、データの処理、実験の計測などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用するようにすること。
- (5) 指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。
- (6) 原理や法則の理解を深めるためのものづくりを、各内容の特質に応じて適宜行うようにすること。
- (7) 継続的な観察や季節を変えての定点観測を、各内容の特質に応じて適宜行うようにすること。
- (8) 観察、実験、野外観察などの体験的な学習活動の充実に配慮すること。また、環境整備に十分配慮すること。
- (9) 博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにすること。
- (10) 科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることに触れること。また、理科で学習することが様々な職業などに関係していることにも触れること。

## 3 事故防止、薬品などの管理

観察、実験などの指導に当たっては、特に事故防止に十分留意するとともに、使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮するものとする。

## Ⅲ 移行期間中の対応について

### 1 移行措置関係規定

中学校学習指導要領 第4節 理科 参照

### 2 移行措置の内容

| 年 度    | 移 行 措 置 の 内 容  |
|--------|--|
| 平成31年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1学年「力の働き」に「2力のつり合い」を追加する。</li> <li>・第1学年「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加する。</li> <li>・第1学年「圧力」のうち「水圧」の部分を省略する。【第3学年で指導】</li> </ul>  |
| 平成32年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1学年「力の働き」に「2力のつり合い」を追加する。</li> <li>・第1学年「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加する。</li> <li>・第1学年「圧力」を省略する。【第3学年で指導】</li> <li>・第1学年「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加する。</li> <li>・第1学年「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する。【第2学年で指導】</li> <li>・第2学年「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を追加する。</li> <li>・第2学年「生物の変遷と進化」を省略する。【第3学年で指導】</li> <li>・第2学年「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加する。</li> </ul> |
| 平成33年度 | 新学習指導要領全面实施  |

## 6 中学校 音楽

### I 改訂の趣旨及び要点

#### 1 目標の改善

##### (1) 教科の目標の改善

音楽科において育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」について示した。

**表現及び鑑賞の幅広い活動**を通して，**音楽的な見方・考え方**を働かせ，**生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力**を次のとおり育成することを目指す。

(1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに，創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

【知識及び技能】

(2) 音楽表現を工夫することや，音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

【思考力，判断力，表現力】

(3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して，音楽を愛好する心情を育むとともに，音楽に対する感性を豊かにし，音楽に親しんでいく態度を養い，豊かな情操を培う。

【学びに向かう力，人間性等】

##### ●表現及び鑑賞の幅広い活動

我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽を教材として扱い，音楽の素材となる音に関心をもったり音楽の多様性を理解したりしながら，生徒一人一人の個性や興味・関心を生かした歌唱，器楽，創作，鑑賞の活動を行うことが重要である。

##### ●音楽的な見方・考え方

| 音楽的な見方   | 音楽的な考え方  |
|--|--|
| 生徒自ら，音楽に対する感性を働かせ音や音楽を，音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉える。 | 捉えたことと自己のイメージや感情，捉えたことと生活や社会、伝統や文化などと関連付けて考える。 |

音楽的な見方・考え方を働かせて学習することによって，実感を伴った理解による「知識」の習得，必要性の実感を伴う「技能」の習得，質の高い「思考力，判断力，表現力等」の育成，人生や社会において学びを生かそうとする意識をもった「学びに向かう力，人間性等」の涵養が実現する。

##### ●生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力

生活や社会の中の音や音楽，音楽文化との関わり方には，歌う，楽器を演奏する，音楽をつくる，聴くなど様々な形があるが，そのいずれも音楽，音楽文化を知り，支えることとなり，生活の中の音や音楽の働きを自覚し，音楽文化を継承，発展，創造することにつながる。その育成を目指すことを，音楽科の目標とした。

#### (2) 学年の目標の改善 図1

「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理。

#### 2 内容構成の改善 図2

これまで「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を下記のように分けて示した

##### ●「A表現」（歌唱，器楽，音楽づくり）

「知識」，「技能」，「思考力，判断力，表現力等」

##### ●「B鑑賞」

「知識」，「思考力，判断力，表現力等」

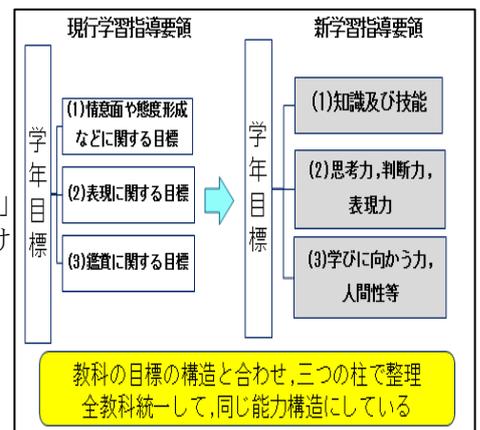


図1 学年の目標の改善

### 3 学習内容、学習指導の改善・充実 図2

#### (1) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

- 「知識」に関する指導内容  
「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を、歌唱、器楽、創作鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。
- 「A表現」の「技能」に関する指導内容  
例えば、歌唱分野における「創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能」を身に付けることなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作の分野ごとに事項として示した。

#### (2) 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」に、「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを事項として示した。

#### (3) 〔共通事項〕の指導内容の改善 図2

- アの事項⇒「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力
- イの事項⇒「知識」に関する資質・能力

#### (4) 言語活動の充実

言語活動⇒表現及び鑑賞を深めていく際に重要な活動（中央教育審議会答申 平成28年度）  
音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を、すべての領域で適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。

#### (5) 歌唱教材及び器楽教材の選択の観点の改善

歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」を新たに示した。

#### (6) 我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実

歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」を新たに示した。

| 教科の目標  |                             | 学年の目標                           |    | 内容の構成  |   |  |
|--|-----------------------------|---------------------------------|----|--------|---|--|
|  |                             | 3つの柱                            |    | 事項     |   |  |
| 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中で音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 | (1) 「知識及び技能」の習得に関する目標       | (1) 各学年の「知識及び技能」の習得に関する目標       | 領域 | A表現    | (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。           | ア 歌唱分野における「思考力、判断力、表現力等」   |
|  | (2) 「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標 | (2) 各学年の「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標 |    |        | (2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。           | ア 器楽分野における「思考力、判断力、表現力等」<br>イ 器楽分野における「知識」<br>ウ 器楽分野における「技能」     |
|  | (3) 「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標 | (3) 各学年の「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標 |    |        | (3) 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。           | ア 創作分野における「思考力、判断力、表現力等」<br>イ 創作分野における「知識」<br>ウ 創作分野における「技能」     |
|  |                             |                                 | 領域 | B鑑賞    | (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。           | ア 鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」<br>イ 鑑賞領域における「知識」                       |
|  |                             |                                 |    |        | (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 | ア 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な「思考力、判断力、表現力等」<br>イ 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な「知識」 |
|  |                             |                                 |    | 〔共通事項〕 |   |  |
|  |                             |                                 |    |        |   |  |

図2 教科目標と学年目標及び内容の構成

## II 指導計画の作成と内容の取扱い ※抜粋 (3) (5) (6) も確認すること

### 1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようとする。その際、音楽的な見方・考え方を働かせて、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。
- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。
- (3) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、適宜、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、必要に応じて、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようとする。
 

※尚、「内容の取扱いと指導上の配慮事項」に関しては必ず記載内容を確認すること。

## III 移行期間中の対応について

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第3学年までの音楽の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

## 7 中学校 美術

### I 改訂の趣旨及び要点

#### 1 美術科の目標（中学校美術科において育成を目指す資質・能力）

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現技法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し、構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

#### 2 美術科の見方・考え方（造形的な見方・考え方と明記されている）

##### 【造形的な見方・考え方】

表現及び鑑賞の活動を通して、よさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性や、想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと。

\* 今回の改訂では、造形的な視点を豊かにもって対象や事象を捉え、創造的に考えを巡らせる資質・能力の育成を重視している。

#### 3 内容の構成と留意点等

「A表現」、「B鑑賞」及び「共通事項」から構成

「A表現」— 主体的に描いたりつくったりする表現の幅広い活動を通して、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成する領域

「B鑑賞」— 自分の見方や感じ方を大切にして、造形的なよさや美しさなどを感じ取り、表現の意図と工夫、美術の働きなどの鑑賞に関する資質・能力を育成する領域

「共通事項」— 「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、造形的な視点を豊かにするために必要な知識として位置づけている。

| 内容の構成 |                       |                          |                             | 目標との関連  |                     |
|-------|-----------------------|--------------------------|-----------------------------|---|---------------------|
| 領域等   | 項目                    | 事項                       |                             |   |                     |
|       |                       | 指導内容                     | 指導事項                        |   |                     |
| 領域    | A表現                   | (1)発想や構想に関する資質・能力        | ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想 | (ア)感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想                                | 「思考力<br>判断力<br>表現力」 |
|       |                       |                          | イ 目的や機能などを考えた発想や構想          | (イ)構想や装飾を考えた発想や構想<br>(ロ)伝達を考えた発想や構想<br>(ハ)用途や、機能などを考えた発想や構想 |                     |
|       | B鑑賞                   | (1)鑑賞に関する資質・能力           | ア 美術作品などに関する鑑賞              | (ア)感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する鑑賞<br>(イ)目的や機能などを考えた表現に関する鑑賞   | 「思考力<br>判断力<br>表現力」 |
|       |                       |                          | イ 美術の働きや美術文化に関する鑑賞          | (ア)生活や社会を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞<br>(イ)美術文化に関する鑑賞               |                     |
| 共通事項  | (1)「A表現」及び「B鑑賞」を通して指導 | ア 形や色彩などの性質や感情にもたらす効果の理解 |                             | 「知識」  |                     |
|       |                       | イ 全体のイメージや作風などで捉えることの理解  |                             |   |                     |

## II 指導計画の作成と内容の取り扱い

### 1 指導計画作成上の配慮事項

#### ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

#### ②表現と鑑賞の関連を図る

第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図り特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。

#### ③〔共通事項〕の取扱い

第2各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり「A表現」及び「B表現」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

#### ④「A表現」(1)のア及びイと、(2)は原則として関連づける

第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)のア及びイと(2)は原則として関連付けて行い(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができるとし、2年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えること。

#### ⑤「B鑑賞」授業時数の確保

第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保すること。

#### ⑥障害のある生徒などへの配慮

障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法を計画的、組織的に行うこと

#### ⑦道徳科などとの関連

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。

### 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

|                           |   |
|---------------------------|---|
| ①〔共通事項〕のアの指導              | (ア)色彩の色味や明るさ、鮮やかさを捉える   |
| ②材料の性質や質感                 | 材料の性質や質感を捉えること  |
| ③形や色彩、材料、光などが感情にもたらす効果    | (ウ)形や色彩、材料、光などから感じる優しさや楽しさ、寂しさなどを捉えること  |
| ④構成の美しさ                   | (エ)形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること  |
| ⑤余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢など | (オ)余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢などを捉えること   |
| ⑥夢や目標と自己実現                | (2) 主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し、喜びを持って自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。 |
| ⑦スケッチの活用                  | ア 見る力や感じる取る力、考える力、描く力などを育成するためにスケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。                                  |

## III 移行期間中の対応について

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの美術の指導に当たっては、現行の中学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

## 8 中学校 保健体育

### I 改訂の趣旨及び要点

#### 1 保健体育科の目標（中学校保健体育科において育成を目指す資質・能力）

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

#### 2 体育や保健の見方・考え方

##### 【体育の見方・考え方】

##### 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ

**見方** 各種の運動やスポーツが有する { ○楽しさや喜びを味わう } などの視点から捉え

**考え方** 『する』を中核としつつ、『みる・支える・知る』など、自己の適性等に応じた多様な関わり方を、それぞれの生徒が自ら考えられるようにする。

##### 【保健の見方・考え方】

##### 疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ

**見方** 個人生活における課題や情報を、保健に関わる原則や概念を根拠としたり活用したりして、

**考え方** 疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境作りを目指して、生徒が情報選択や課題解決に主体的に取り組み、個人(自他)の生活と関連付けることができるようにする。

### II 指導計画の作成と内容の取扱い

#### 1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせながら、運動や健康についての自他の課題を発見し、その合理的な解決のための活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること。
- (2) 授業時数の配当については、次のとおり扱うこと。
  - ア 保健分野の授業時数は、3学年間で48単位時間程度配当すること。  
※確実に48単位時間を実施すること。
  - イ 保健分野の授業時数は、3学年を通じて適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう考慮して配当すること。
  - ウ 体育分野の授業時数は、各学年にわたって適切に配当すること。その際、体育分野の内容の「A体づくり運動」については、各学年で7単位時間以上を、「H体育理論」については、各学年で3単位時間以上を配当すること。
  - エ 体育分野の内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域の授業時数は、それらの内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当すること。
- (3) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (4) 道徳科などとの関連を考慮しながら、保健体育科の特質に応じて適切に指導すること。

## 2 内容の取扱いについての配慮事項

- (1) 体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、運動の多様な楽しみ方を共有することができるよう留意すること。※原則として、男女共習で学習を行うことが求められる。
- (2) 言語活動を重視し、筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動や、個人生活における健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、自主的な学習活動の充実を図ること。
- (3) コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用して、各分野の特質に応じた学習活動を行うよう工夫すること。
- (4) 体育分野におけるスポーツとの多様な関わり方や保健分野の指導については、具体的な体験を伴う学習の工夫を行うよう留意すること。
- (5) 生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、学習内容の習熟の程度に応じた指導、個別指導との連携を踏まえた教師間の協力的な指導などを工夫改善し、個に応じた指導の充実が図られるよう留意すること。
- (6) 学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。
- (7) 体育分野と保健分野で示された内容については、相互の関連が図られるよう留意すること。

## 3 健やかな体(学習指導要領解説 保健体育編 第3章 2)

年間指導計画を作成するに当たっては、第1章総則第1の2(3)に示された学校における体育・健康に関する指導との関連を十分に考慮すること。

## 4 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連(学習指導要領解説 保健体育編 第3章 3)

部活動の指導及び運営等に当たっては、第1章総則第5の1ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

## Ⅲ 移行期間中の対応について

| 対象事項           | 移行措置の内容                          | 指導する学年        |               |     | 想定される授業時数    | 教材の対応            |
|----------------|----------------------------------|---------------|---------------|-----|--------------|------------------|
|                |                                  | 1学年           | 2学年           | 3学年 |              |                  |
| 運動やスポーツの学び方    | 第1学年の体育分野では「運動やスポーツの学び方」を省略する。   | ● → ○<br>学年変更 |               |     | 約1時間         | —                |
| 運動やスポーツの楽しみ方   | 第1学年の体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加する。   | ☆<br>追加する指導内容 |               |     | 約1時間         | —                |
| 主体と環境、調和のとれた生活 | 第1学年の保健分野では「主体と環境」、「調和のとれた生活」を扱う | ○ ← ●<br>学年変更 |               |     | 約4時間<br>(※1) | 第1学年で供給される教科書で対応 |
| 生活習慣病、薬物乱用など   | 第2学年の保健分野では「生活習慣病」、「薬物乱用など」を扱う   |               | ○ ← ●<br>学年変更 |     | 約8時間<br>(※2) | 第1学年で供給される教科書で対応 |

※1 保健領域は、3学年間で48時間と規定。改訂で学年別には以下のように変化。

第1学年 12 → 16 第2学年 16 → 16 第3学年 20 → 16

※2 「健康と環境」（約8時間）を第3学年に移行

## 9 中学校 技術・家庭〔技術分野〕

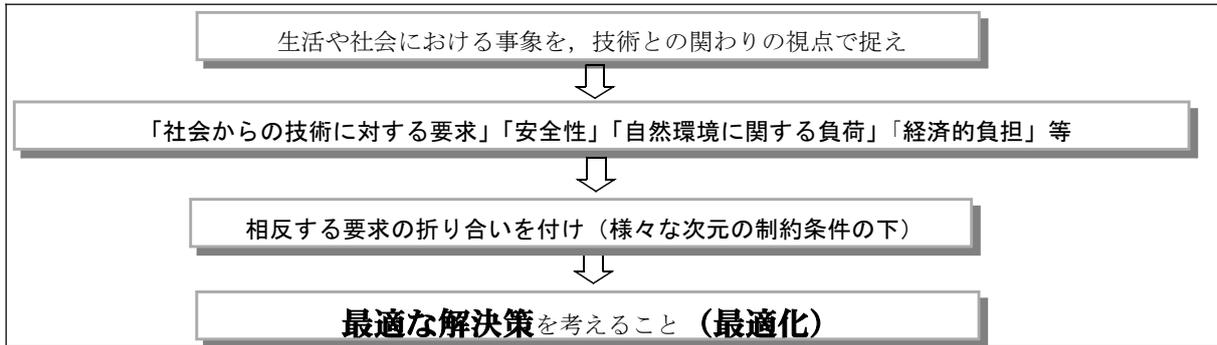
### I 改訂の趣旨及び要点

#### 1 技術分野の目標（技術分野において育成を目指す資質・能力）

技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活や社会で利用されている材料，加工，生物育成，エネルギー変換及び情報の技術についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付け，技術と生活や社会，環境との関わりについて理解を深める。【知識及び理解】
- (2) 生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定し，解決策を構想し，製作図等に表現し，試作等を通じて具体化し，実践を評価・改善するなど，課題を解決する力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- (3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて，適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

#### 2 技術の見方・考え方



#### 3 技術分野の学習過程

|      | 既存の技術の理解                                     | 課題の設定   | →<br>過<br>程<br>の<br>評<br>価<br>と<br>修<br>正← | 技術に関する科学的な理解に基づいた設計・計画<br>課題の解決策を条件を踏まえて構想（設計・計画）し，試行・試作等を通じて解決策を具体化する | →<br>過<br>程<br>の<br>評<br>価<br>と<br>修<br>正← | 課題解決に向けた製作・制作・育成<br>解決活動（製作・制作・育成）を行う | →<br>過<br>程<br>の<br>評<br>価<br>と<br>修<br>正← | 成果の評価                   | 次の問題の解決の視点   |
|------|--|---|--|--|--|---------------------------------------|--|-------------------------|--|
| 学習過程 | 技術に関する原理や法則，基礎的な技術の仕組みを理解するとともに，技術の見方考え方に気付く | 生活や社会の中から技術に関わる問題を見だし，それに関する調査等に基づき，現状をさらに良くしたり，新しいものを生み出したりするために解決すべき課題を設定する |  |  |  |                                       |  | 解決結果及び解決過程を評価し，改善・修正する。 | 技術についての概念の理解を深め，よりよい生活や持続可能な社会の構築に向けて，技術を評価し，選択，管理・運用，改良，応用について考える |

#### 4 内容構成と留意点等

##### (1) 内容構成

|              | 生活や社会を支える技術                                   | 技術による問題解決   | 社会の発展と技術                                |
|--------------|---|---|---|
| A 材料と加工の技術   | ・材料と加工の原理法則や基礎的な技術の仕組みの理解<br>・技術の見方・考え方の気付き   | ・設計図、製作、検査、点検<br>・技術の見方・考え方を働かせて課題を設定し解決                                      | ・材料と加工の技術の概念を理解<br>・評価、選択、管理、運用、改良、応用   |
| B 生物育成の技術    | ・生物育成の原理法則や基礎的な技術の仕組みの理解<br>・技術の見方・考え方の気付き    | ・栽培又は飼育、検査<br>・技術の見方・考え方を働かせて課題を設定し解決   | ・生物育成の技術の概念を理解<br>・評価、選択、管理、運用、改良、応用    |
| C エネルギー変換の技術 | ・エネルギー変換の原理法則や基礎的な技術の仕組みの理解<br>・技術の見方・考え方の気付き | ・製作、実装、点検及び調整<br>・技術の見方・考え方を働かせて課題を設定し解決                                      | ・エネルギー変換の技術の概念を理解<br>・評価、選択、管理、運用、改良、応用 |
| D 情報の技術      | ・情報の原理法則や基礎的な技術の仕組みの理解<br>・技術の見方・考え方の気付き      | ・ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング<br>・計測・制御のプログラミング<br>・技術の見方・考え方を働かせて課題を設定し解決 | ・情報の技術の概念を理解<br>・評価、選択、管理、運用、改良、応用      |

**(2) 留意点**

- ・1学年の最初で「生活や社会を支える技術」を指導する場合には、3年間の学習の見通しを持たせるために全ての技術（A～D）について触れること。【従前のガイダンス【指導要領 P23 内容の取り扱い(5)】】
- ・第3学年で扱う「技術による問題解決」では、これまで学習した技術の内容を踏まえて統合的な問題を取り扱うこと。（2つ以上の技術の統合的な問題）【指導要領 P24 内容の取り扱い(6)】
- ・実習に関しては安全面に注意する。【作業服、防護めがね、防塵マスク、手袋等の着用。【指導要領 P131 学習時の服装及び留意事項】】

**A 材料と加工の技術**

- ・等角図と第三角法を用いて製作に必要な図を描く。必ず指導する。図面は製図用ソフトを活用しても良い。キャビネット図は取り扱っても良い。【指導要領 P27 内容の取り扱い(1)イ】

**B 生物育成の技術**

- ・「生活や社会を支える技術」では作物の栽培、動物の飼育及び水産生物の栽培に関して必ず学習すること。【実習はどちらか1つで良い。【指導要領 P33 内容の取り扱い(2)ア】】
- ・生態系に影響を及ぼすことがないようにする。【指導要領 P35 内容の取り扱い(2)イ】

**C エネルギー変換の技術**

- ・リンク機構については触れても良い。【指導要領 P41 学習活動例示】
- ・製作は、身近な不便さから既存の製品を改良してもよい。【指導要領 P43 学習活動例示】

**D 情報の技術**

- ・情報セキュリティやサイバーセキュリティについても指導する。教科書にはないため参考資料をネットから活用する。【指導要領 P49 内容の取り扱い(4)ア】

参考資料：「ネットワーク ビギナーのための情報セキュリティハンドブック」

URL：<http://www.nisc.go.jp/security-site/handbook/>

- ・ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングでは、必ずネットワークを利用すること（校内 LAN や1対1でも可）。大卒のプログラムを教師が作成し、生徒が改良しても良い。【指導要領 P51(2)ア】
- ・プログラムの構想では、アクティビティ図のような統一モデリング言語を活用する。【指導要領 P54、P56】
- ・目的に応じてセンサーを選択し、計測・制御のプログラミングを行うこと。【指導要領 P56 学習指導例示】

**II 指導計画の作成と内容の取扱い****1 指導計画作成上の配慮事項**

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善。
  - ・「主体的な学び」とは、問題を見だし課題を設定し、見通しを持って解決に取り組み、学習を振り返って評価・改善した上で新たな課題に主体的に取り組む態度を育む学び。
  - ・「対話的な学び」とは、他者と対話や協働したりする中で、自らの考えを明確にしたり、広げ深める学び。また、既製品の分解等を通して開発者の意図を読み取ること。
  - ・「深い学び」とは、課題設定、検討、計画、実践、評価、改善を通して、「見方・考え方」を働かせながら、考えを構想したり、表現したりして資質・能力を獲得する学び。
  - ・「対話的な学び」や「主体的な学び」を充実させることによって、課題を解決する力や、技術を工夫し創造しようとする態度が育まれる。
- (2) 3学年間を見通した全体的な指導計画し、どの学年でも技術分野の内容を配当する。
- (3) 各分野の各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年は各学校の実態に応じて配当する。生物育成などは適切な時期に分散して履修させても良い。
- (4) 題材の設定に当たっては、各項目及び各項目に示す事項との関連を見極め系統的及び総合的に学習が展開されるよう配慮する。
- (5) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (6) 道徳科との関連を図り、道徳科の内容について、技術の特質に応じて適切に指導する。

**2 内容の取扱いについての配慮事項**

- (1) 言語活動では、技術分野の特質を踏まえ、生活における課題を解決するために、言葉だけでなく図表及び概念などを用いて考えたり説明したりするなどの学習活動の充実が必要。
- (2) コンピュータを活用して生徒同士で情報を共有し、個々の設計・計画の修正に活用する。
- (3) 生徒の実態を踏まえた上で実践的・体験的な活動を設定する。職業・産業への関心や働くことの意義の理解、他者と協働して粘り強く物事を前に進めようとする態度、職業観や勤労観を育成する。

**3 実習指導**

- (1) 生徒の内発的な学習意欲を高めるための実習室の整備が必要。（掲示物など）
- (2) 作業動線や安全域を設けたりして事故防止に努める。また機器の定期的な点検を行う。

**III 移行期間中の対応について**

- 1 2018年度から2020年度までは、どちらの学習指導要領で進めても構わないが、2021年度の第3学年は、第3学年の学習終了時には、H29改訂中学校学習指導要領の内容を全て網羅する。
- 2 学習指導要領移行に向けて、備品の整備を行うこと。（中学校教材整備指針参照）
  - ・材料と加工の技術での製図用ソフト、情報の技術で使用するプログラミングソフトの導入。

## 10 中学校 技術・家庭〔家庭分野〕

### I 改訂の趣旨及び要点

#### 1 家庭分野の目標（中学校家庭分野において育成を目指す資質・能力）【解説 P60】

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。
- (3) 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

#### 2 家庭分野の見方・考え方（3学年間を表記）【解説 P65】

##### 【家庭科の見方・考え方】

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、「協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築」等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫すること。

##### 【空間軸・時間軸の視点】

空間軸の視点では、家庭、地域、社会という空間的な広がりから、中学校では主に地域を視点とする。時間軸の視点では、これまでの生活、現在の生活、これからの生活、生涯を見通した生活という時間的な広がりから学習対象を捉え、学校段階を踏まえて中学校は主にこれからの生活を視点とする。

##### 【学習過程】

生活の中から問題を見だし、課題を設定し、解決方法を検討し、計画、実践、評価・改善するという一連の学習過程を重視する。

#### 3 内容構成と留意点等【解説 P67】

|            | 内容の概要     | 内 容 構 成   | 留 意 点 等  |
|------------|-----------|---|--|
| 第一学年から第三学年 | A 家族・家庭生活 | (1) 自分の成長と家族・家庭生活<br>(2) 幼児の生活と家族<br>(3) 家族・家庭や地域との関わり<br>(4) 家族・家庭生活についての課題と実践   | (1) 3学年間を見通したガイダンス<br>家族・家庭の機能、協力・協働<br>(2) 幼児の発達、家族の役割<br>(3) 高齢者の身体の特徴、協働<br>(4) BやCと関連させ課題設定、評価、実践は家庭や地域  |
|            | B 衣食住の生活  | (1) 食事の役割と中学生の栄養の特徴<br>(2) 中学生に必要な栄養を満たす食事<br><br>(3) 日常食の調理と地域の食文化<br>(4) 衣服の選択と手入れ<br>(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作<br>(6) 住居の機能と安全な住まい方<br>(7) 衣食住の生活についての課題と実践 | (1) 食育、栄養のバランス、食習慣<br>(2) 栄養素の種類と特質、1日の献立、水の働き、食物繊維、<br>(3) 蒸す調理、地域食材、和食の調理、食品選択、調理用具の扱い<br>(4) 着用と手入れ、和服について<br>(5) 製作、縫い方、衣服の再利用<br><br>(6) 家庭内事故防止、災害への備え<br>(7) AやCと関連させ課題設定、評価、実践は家庭や地域 |

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| C 消費生活・環境 | (1) 金銭の管理と購入<br>(2) 消費者の権利と責任<br>(3) 消費生活・環境についての課題と実践 | (1) 売買契約、三者間契約<br>(2) 自立した消費者、消費生活と環境<br>(3) AやBと関連させた課題設定 |
|-----------|--|--|

## II 指導計画の作成と内容の取扱い【解説 P117】

### 1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
  - ・生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付ける。
  - ・生活や社会の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図る。
- (2) 技術分野及び家庭分野の授業時数については、3学年間を見通した全体的な指導計画に基づき、いずれかの分野に偏ることなく配当して履修させる
  - ・「A家族・家庭生活」の(4)、「B衣食住の生活」の(7)及び「C消費生活・環境」の(3)については、これら三項目のうち、一以上を選択し履修させ、他の内容と関連を図り、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができる。
- (3) 「A家族・家庭生活」の(1)については、小学校家庭科の学習を踏まえ、中学校における学習の見通しを立てさせ、第1学年の最初に履修させガイダンスとして扱う。
- (4) 各項目及び各項目に示す事項については、相互に有機的な関連を図り、総合的に展開されるよう適切な題材を設定して計画を作成すること。（カリキュラム・マネジメント）
  - ・生徒や学校、地域の実態を的確に捉え、指導の効果を高めるようにすること。
  - ・小学校における学習を踏まえるとともに、高等学校における学習を見据え、他教科等との関連を明確にして系統的・発展的に指導ができるようにすること。
  - ・持続可能な開発のための教育を推進する視点から他教科等との連携も図ること。
- (5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。（インクルーシブ教育システムの構築）
- (6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。

### 2 内容の取扱いについての配慮事項

- (1) 衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活や社会における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ること。
- (2) コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫すること。
- (3) 基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させるよう、実践的・体験的な活動を充実すること。また、生徒のキャリア発達を踏まえて学習内容と将来の職業の選択や生き方との関わりについても扱うこと。
- (4) 資質・能力の育成を図り、一人一人の個性を生かし伸ばすよう、生徒の興味・関心を踏まえた学習課題の設定、技能の習得状況に応じた少人数指導や教材・教具の工夫など個に応じた指導の充実に努めること。
- (5) 生徒が、学習した知識及び技能を生活に活用したり、生活や社会の変化に対応したりすることができるよう、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する学習活動を充実するとともに、家庭や地域社会、企業などとの連携を図るよう配慮すること。

## III 移行期間中の対応について

平成30年度から平成32年度の家庭科の指導にあたっては、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができるが、平成32年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成33年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導すること。

## 11 中学校 外国語

### I 改訂の趣旨及び要点

#### 1 外国語科の目標（中学校外国語において育成を目指す資質・能力）

##### 外国語

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語の音声や、語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解するとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり、伝え合ったりすることができる力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手、に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

#### 2 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方

##### 【外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方】

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること。

### 3 内容

##### [知識及び技能]

#### (1) 英語の特徴やきまりに関する事項

実際に英語を用いた言語活動を通して、言語材料と言語活動とを効果的に関連付け、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けることができるよう指導する。

ア 音声 イ 符号 ウ 語、連語及び慣用表現

- (ア) 語 小学校の600～700語程度の語に、1600～1800語程度の新語を加えた語
- (イ) 連語のうち活用頻度の高い基本的なもの
- (ウ) 慣用表現のうち、活用頻度の高いもの

エ 文、文構造及び文法事項

小学校学習指導要領第2章第10節外国語第2の2の(1)のエ及び次に示す事項について、意味のある文脈でのコミュニケーションの中で繰り返し触れることを通して活用すること。

- (ア) 文 重文、複文、疑問文（助動詞、疑問詞）、感嘆文
- (イ) 文構造

##### [新設]

- c [主語＋動詞＋間接目的語＋直接目的語]のうち
  - (c) 主語＋動詞＋間接目的語＋（that で始まる節、what などで始まる節）
- d [主語＋動詞＋目的語＋補語]のうち
  - (b) 主語＋動詞＋目的語＋原形不定詞
- e (d) 主語＋be 動詞＋形容詞＋that で始まる節

(ウ) 文法事項

[新設]

- b 接続詞    c 助動詞    d 前置詞  
 e 動詞の時制及び相など    現在完了進行形を追記  
 k 仮定法のうち基本的なもの

[思考力, 判断力, 表現力等]

(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項—具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、これらを論理的に表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 日常的な話題や社会的な話題について、英語を聞いたり読んだりして必要な情報や考えなどを捉えること。

イ 日常的な話題や社会的な話題について、英語を聞いたり読んだりして得られた情報や表現を、選択したり、抽出したりするなどして活用し、話したり書いたりして事実や自分の考え、気持ちなどを表現すること。

ウ 日常的な話題や社会的な話題について、伝える内容を整理し、英語で話したり書いたりして互いに事実や自分の考え、気持ちなどを伝え合うこと。

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

ア 小学校学習指導要領第2第10節外国語の第2の2の(3)に示す言語活動のうち、小学校における学習内容の定着を図るために必要なもの。

イ 聞くこと    ウ 読むこと    エ 話すこと [やり取り]    オ 話すこと [発表]

カ 書くこと

## II 指導計画の作成と内容の取扱い

### 1 指導計画作成上の配慮事項

(1) 小学校や高等学校における指導との接続に留意しながら、次の事項に配慮するものとする。

ア 小学校第3学年から第6学年までに扱った簡単な語句や基本的な表現などの学習内容を繰り返し指導し定着を図ること。

イ 学年ごとの目標を適切に定め、3年間を通じて外国語科の目標の実現を図るようにすること。

ウ 生徒の発達段階に応じて、聞いたり読んだりすることを通して意味を理解できるように指導すべき事項と、話したり書いたりして表現できるように指導すべき事項とがあることに留意すること。

エ 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。

オ 言語活動で扱う題材は、生徒の興味・関心に合ったものとし、他の教科等で学習したことを活用、学校行事と関連付けたりするなどの工夫をすること。

カ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

## III 移行期間中の対応について

音楽、美術、技術・家庭及び外国語については、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができることとしていることから、[新設]の内容を生徒の発達段階に応じて、適宜取り扱うこと。

## 12 中学校 特別の教科 道徳

### I 改訂の趣旨及び要点

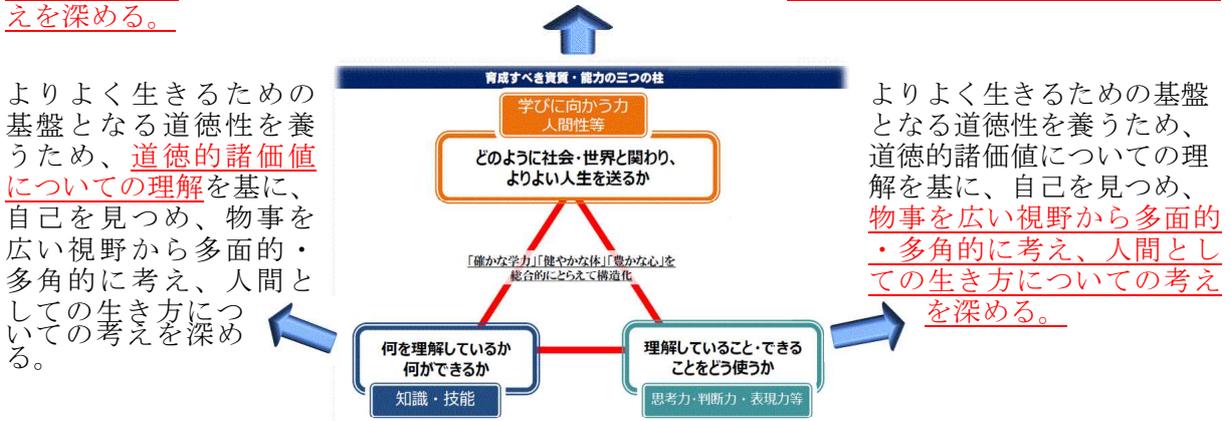
#### 1 道徳教育の目標及び道徳科の目標

|  |
|--|
| <p><b>道徳教育の目標</b><br/>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと。</p> <p><b>道徳科の目標</b><br/>第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的判断力、心情、実践的意欲と態度を育てる。</p> |
|--|

#### 2 道徳科の資質・能力について

道徳科では、資質・能力の3つの柱をもとに分節することはできないものの、それぞれ道徳科の目標に係る下線部分を重視するといった整理が考えられる。

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める。



#### 3 道徳科の見方・考え方について

道徳科については、道徳科の目標と絡め、「様々な事象を、道徳的諸価値の理解を基に自己との関わりで広い視野から多面的・多角的に捉え、人間としての生き方についての考えること」であるとした。

#### 4 内容項目の指導の観点

| 小の視点              | 5、6学年 (22)  | 中学校 (22)   | 中の視点          |
|-------------------|---|--|---------------|
| A 主として自分自身に関する事   |   |  |               |
| 善悪の判断、自立、自由と責任    | (1) 自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。                         | (1) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。  | 自主、自律、自由と責任   |
| 正直、誠実             | (2) 誠実に、明るい心で生活すること。                                      |  |               |
| 節度、節制             | (3) 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。 | (2) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をすること。                             | 節度、節制         |
| 個性の伸長             | (4) 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。                              | (3) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。   | 向上心、個性の伸長     |
| 希望と勇氣、努力と強い意志     | (5) より高い目標を立て、希望と勇氣をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。         | (4) より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇氣をもち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。                                | 希望と勇氣、克己と強い意志 |
| 真理の探求             | (6) 真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。                            | (5) 真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。  | 真理の探究、創造      |
| B 主として人との関わりに関する事 |   |  |               |
| 親切、思いやり           | (7) 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。                     | (6) 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。 | 思いやり、感謝       |
| 感謝                | (8) 日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。 |  |               |

|                             |   |   |                      |
|-----------------------------|---|---|----------------------|
| 礼儀                          | (9) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。   | (7) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。  | 礼儀                   |
| 友情、信頼                       | (10) 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。                           | (8) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。                | 友情、信頼                |
| 相互理解、寛容                     | (11) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心をもち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。                        | (9) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。           | 相互理解、寛容              |
| C 主として集団や社会との関わりに関する事       |   |   |                      |
| 規則の尊重                       | (12) 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。                              | (10) 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。             | 遵法精神、公德心             |
| 公正、公平、社会正義                  | (13) 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。                           | (11) 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。  | 公正、公平、社会正義           |
| 勤労、公共の精神                    | (14) 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。                     | (12) 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。   | 社会参画、公共の精神           |
|                             |   | (17) (13) 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。   | 勤労                   |
| 家族愛、家庭生活の充実                 | (15) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。                                       | (14) 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。   | 家族愛、家庭生活の充実          |
| よりよい学校生活、集団生活の充実            | (16) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。 | (15) 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。 | よりよい学校生活、集団生活の充実     |
| 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度         | (17) 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。                                 | (16) 郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。                     | 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度 |
|                             |   | (17) 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。                         | 我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度 |
| 国際理解、国際親善                   | (18) 他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。                                   | (18) 世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。   | 国際理解、国際貢献            |
| D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事 |   |   |                      |
| 生命の尊さ                       | (19) 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。                            | (19) 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。   | 生命の尊さ                |
| 自然愛護                        | (20) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。  | (20) 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。  | 自然愛護                 |
| 感動、畏敬の念                     | (21) 美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。                                 | (21) 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。   | 感動、畏敬の念              |
| よりよく生きる喜び                   | (22) よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。                                   | (22) 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることに喜びを見いだすこと。                                 | よりよく生きる喜び            |

## II 指導計画の作成と内容の取扱い

### 1 指導計画作成上の配慮事項

道徳の指導計画については、道徳教育の全体計画に基づき、各教科等と関連を考慮しながら作成するものとする。学校に当たっては、校長が道徳教育の方針を明確にし、指導力を発揮して、全職員で取り組むことから、道徳教育推進教師を中心として道徳教育の全体計画に基づく道徳科の年間指導計画（別葉含む）を作成する必要がある。

### 2 道徳科の指導

道徳科においては、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画（別葉含む）に基づき、児童や学級の実態に即して適切な指導を展開しなければならない。

### 3 指導の配慮事項

- (1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。
- (2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、道徳教育としては取り扱う機会が十分ではない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉えなおしたり発展させたりすること。
- (3) 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したりこれからの課題や目標を見つけたりすることができるよう、主体性を養うための指導を行うこと。
- (4) 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。
- (5) 生徒の道徳の特質を理解し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等、多様な指導方法を取り入れた授業を工夫すること。
- (6) 情報モラルや持続可能な発展を巡る環境、貧困、人権、平和等の現代的な課題など、答えが定まっていない課題を多面的・多角的視点から考え続ける姿勢を育てること。その際、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
- (7) 道徳科の授業を公開したり、道徳科への授業への積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との連携による指導の工夫を行うこと。

### 4 道徳科の教材に求められる内容の観点

教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

- (1) 生徒の発達段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
- (2) 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
- (3) 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

## III 道徳科の評価について

それぞれの授業における指導のねらいとの関わりにおいて、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。

- (1) 評価に当たっては、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である。
- (2) 指導する教師一人一人が、質の高い多様な指導方法へと指導の改善を行い、学習意欲の向上に生かすよう、生徒一人一人の状況を踏まえた評価を工夫すること。
- (3) 評価のための具体的な工夫として、生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイル等に蓄積したりものを評価に活用すること、作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程を通じて生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握することが考えられる。
- (4) 学習評価の妥当性、信頼性を担保するために、学校として組織的・計画的に評価が行われるよう、学年ごとに評価のために集める資料や評価方法を明確にしておくこと、評価結果について教師間で検討し、評価の視点などについて共通理解を図ること、評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。また、教師が交代で学年の全学級等を回って道徳の授業を行う場合に、生徒を複数の目で見取る方法についても共通理解を図ること。
- (5) 発達障害等のある生徒や海外から帰国した生徒、日本語の習得に困難な生徒等に対してそれぞれの生徒が置かれている状況に配慮した指導を行いつつ、丁寧に見取るよう配慮すること。

## 13 中学校 総合的な学習の時間

### I 改訂の趣旨及び要点

#### 1 総合的な学習の時間の目標（育成を目指す資質・能力）【解説P8】

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。

(2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理分析して、まとめ・表現することができるようにする。

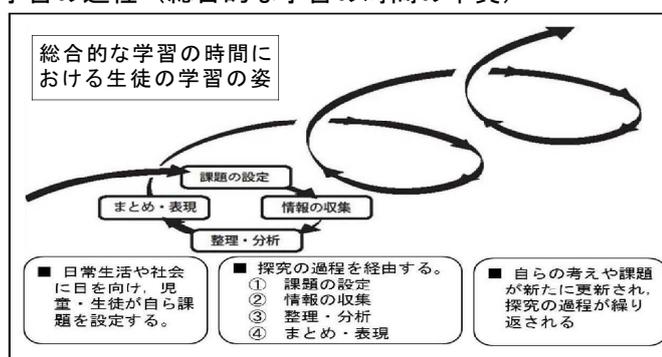
(3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

#### 2 「探究的な見方・考え方を働かせること」と「横断的・総合的な学習を行うこと」【解説P9】

##### (1) 探究的な見方・考えたと、探究的な学習の過程（総合的な学習の時間の本質）

###### 探究的な見方・考え方の二つの要素

- ① 各教科等における見方・考え方を総合的に働かせること
- ② 総合的な学習の時間に固有な見方・考え方を働かせること  
（広範な事象を、多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けること）



##### (2) 横断的・総合的な学習を行うこと

学習の対象や領域が特定の教科等に留まらないこと ⇒ 教科等の枠を超えて探究する価値のある課題（探究課題）について、各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいくこと

#### 3 総合的な学習の時間で育成することを目指す資質・能力【解説P13】

(1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。

##### 【生きて働く知識・技能の習得】

具体的・個別的な事実だけでなく、それらが複雑に絡み合っている状況についても理解できるようになる。探究の過程を通して、自分自身で取捨・選択し、整理し、既に持っている知識や体験と結び付けながら、構造化され、身に付けていくものである。

(2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理分析して、まとめ・表現することができるようにする。

##### 【未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成】

「思考力・判断力・表現力等」は、「知識及び技能」とは別に存在していたり、「知識及び技能」を抜きにして育成したりできるものではない。いかなる課題や状況に対しても、「知識及び技能」が自在に駆使できるものとなるよう指導を工夫すること。

(3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

##### 【学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養】

よりよい生活や社会の創造に向けて、自他を尊重すること、自ら取り組んだり異なる他者と力を合わせたりすることや、社会に寄与し貢献することなどの適正かつ好ましい態度として「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」を活用・発揮しようとする。

## II 「総合的な学習の時間」の全体計画様式例（解説P18参考）

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| 目標<br>(第1)<br>学校目標<br>(第2の1)<br>内容<br>(第2の2)<br>学校が設定する目標及び内容の取扱い<br>(第2の3)  | <b>第1 目標【解説P8】</b><br>(1) 「知識及び技能」<br>(2) 「思考力、判断力、表現力等」<br>(3) 「学びに向かう力、人間性等」  | <b>各学校の教育目標</b><br>(1)<br>(2)<br>(3)   | 各教科等で育成する資質・能力（相互に関連づけ、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにする） |
|  | <b>各学校が定める総合的な学習の時間の目標【解説P19、P22、小P66中P63】</b><br>その学校が総合的な学習の時間で育成することを旨とする資質・能力<br>「① 二つの基本的な考え」「② 育成すべき資質・能力の三つの柱」（小学校や高等学校等との接続を視野に）  |  |  |
| 学校が設定する目標及び内容の取扱い<br>(第3の1)<br>指導計画<br>(第3の2)  | <b>各学校が定める内容【解説P21、P26、小P69中P66】</b>  |  | 育まれ、活用されるようにすること                                     |
|  | <b>目標を実現するにふさわしい探究課題（何について学ぶか）【解説P27、P70、P73】</b><br>現代的な諸課題に対応する総合的・横断的な課題（国際理解、情報、環境、福祉・健康など）【解説P28、小P70中P67】<br>地域や学校の特色に応じた課題（地域の人々の暮らし、伝統と文化など）【解説P28、小P71中P68】<br>児童生徒の興味・関心に基づく課題（ものづくり、生命等）【解説P29、小P71中P68】<br>職業や自己の将来に関する課題【中学校解説P69】 | <b>探究課題を解決することを通して育成する資質・能力（何ができるようになるか）【解説P29、P73】</b><br>各教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識が相互に関連づけられ、生きて働く知識・技能【解説P13、小P74中P71】 |  |
| <b>教科等を超えた全ての学習の基盤となる資質・能力【解説小P32中P33、小P37中P38】</b>  |   |  |  |
| 内容の取扱い<br>(第3の2)   | <b>情報活用能力【解説小P38中P39】</b><br>探究の過程において、情報・情報技術を活用する学習活動（情報手段の基本的な操作を習得し、主体的に活用できるよう配慮）【解説小P48中P49】  | <b>言語能力【解説小P38中P39】</b><br>協働して問題を解決しようとする学習活動【解説小P45中P46】   | 言語により分析し、まとめ・表現する学習活動【解説小P46中P47】                    |
|  | <b>考えるための技法</b><br>（順序、比較、分類、関連付け、多面的・多角的など）<br>【解説小P47中P48、小P78中P76】   |  |  |
| <b>各基本的な内容や方針等【解説小P84中P82】</b><br>[学習活動] 第1学年【○○○○】、第2学年【○○○○】、第3学年【○○○○】<br>学習方法や時間数配分等<br>[指導方法] 個に応じた指導、体験活動との関連、協働的な学習（対話の重視）、言語活動等【解説小P102中P100】<br>[指導体制] カリキュラム管理、地域コーディネーター等との連携、ティーム・ティーチング等【解説小P123中P121】<br>[学習の評価等] ポートフォリオ、個人内評価、教育課程に対する評価【解説小P118中P116】 |   |  |  |

## III 「総合的な学習の時間」の年間指導計画と単元計画について

### 1 年間指導計画の作成及び実施上の4つの配慮事項（解説小P89中P87参考）

- (1) 児童生徒の学習経験に配慮すること
- (2) 季節や行事など適切な活動時期を生かすこと
- (3) 各教科等との関連を明らかにすること
- (4) 外部の教育資源の活用及び異校種との連携や交流を意識すること

### 2 単元計画の2つの重要なポイント（解説小P94中P92参考）

- (1) 児童生徒の興味や疑問を重視し適切に取り扱うこと
- (2) 教師が意図した学習を効果的に生み出していくこと

## IV 移行期間中の対応について

平成30年度から新学習指導要領による。

## 14 中学校 特別活動

### I 改訂の趣旨及び要点

#### 1 特別活動の目標（中学校 特別活動の目指す資質・能力）

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。【知識及び技能】
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。【思考力・判断力・表現力等】
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

#### 2 改訂の基本的な方向性

##### 【目標】

- 指導する上での重要な視点「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」で整理

##### 【資質・能力】

- 「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点を踏まえて内容を整理
- 学級活動、生徒会活動、学校行事を通じて育成する資質・能力を明確化

##### 【内容】

- 自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視
- よりよく解決するため、話し合っ合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確化
- 小学校から高等学校までの教育活動全体の中で「基礎的・汎用的能力」を育む、キャリア教育及び小・中・高等学校のつながりを明確化

#### 3 内容の改善・充実のポイント

##### 【学級活動】

- 学習過程として、「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については一人一人の意思決定を行うことを示した。
- 特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となること。その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用することとした。

##### 【生徒会活動（児童会活動）】

- 内容の(1)を「生徒会（児童会）の組織づくりと生徒会（児童会）活動の計画や運営」として、生徒（児童）が主体的に組織をつくることを明示した。
- 生徒会活動においてはボランティア等の社会参画を重視することとした。

##### 【学校行事】

- 中学校における職場体験等の体験活動を引き続き重視する。
- 健康安全、体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示した。

※学級活動の標準授業時数は、年間35単位時間とし、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごと等に適切な時間を充てることについて変更はない。

#### 4 学習指導の改善・充実のポイント

- 様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いの良さや個性、多様な考え方を認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。
- 学級活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図ること。
- いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連を図ること。
- 学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場面で必要な指導や援助を

行うガイダンスと、個々の生徒の実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導や援助を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。

- 異年齢集団による交流を重視するとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習など多様な他者との交流や対話について充実すること。

## II 指導計画の作成と内容の取扱い（要点）

### 1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いの良さや個性、多様な考え方を認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。  
※主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。
- (2) 特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。その際、学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮するとともに、内容相互及び各教科、道徳科、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。  
※特別活動及び道徳科については、毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。
- (3) 学級活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。  
※学級経営の充実は、生徒理解に基づく教師と生徒との信頼関係や、生徒同士の信頼関係が重要であり、学級活動における自発的、自治的な活動が重要な意味をもつ。
- (4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (5) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

### 2 内容の取扱いについての配慮事項

- (1) 学級活動、生徒会活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。
- (2) 生徒及び学校の実態並びに第1章総則の第6の2に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。
- (3) 学校生活への適応や人間関係の形成などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。
- (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

### 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国家を斉唱するよう指導するものとする。

## III 移行期間中の対応について

教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領によることとする。また、移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととする。

## 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要について

平成30年 1月 義務教育課

### 1 移行期間

- (1) 小学校・・・平成30・31年度
- (2) 中学校・・・平成30・31・32年度

### 2 移行期間の対応及び移行措置の内容

#### (1) 小・中学校における各教科等の移行期間の対応

| 移行期間における対応                                  | 小 学 校   | 中 学 校   |
|---|---|---|
| 平成30年度から新学習指導要領による                          | ①総則 (プログラミング教育を除く)<br>②総合的な学習の時間<br>③特別活動                           | ①総則<br>②総合的な学習の時間<br>③特別活動                      |
| 移行措置あり<br>(指導内容や指導する学年に変更がある)               | ①国語           ②社会<br>③算数           ④理科<br>⑤外国語                      | ①国語           ②社会<br>③数学           ④理科<br>⑤保健体育 |
| 移行措置なし (平成30年度から新学習指導要領によることができる)           | ①生活           ②音楽<br>③図画工作      ④家庭<br>⑤理科                          | ①音楽           ②美術<br>③技術・家庭   ④外国語              |
| 道徳科   | 平成30年度から新学習指導要領による  | 平成31年度から新学習指導要領による<br>※先行実施可能                   |
| 小学校における外国語<br>・外国語活動(3・4学年)<br>・外国語科(5・6学年) | 平成30・31年度は、新学習指導要領の内容の一部を加えて必ず取り扱う。<br>〔3・4学年〕 15時間<br>〔5・6学年〕 50時間 | /   |

#### (2) 各教科等の移行措置の内容

##### 〔小学校〕

| 教科等 | 平成30年度  | 平成31年度  |
|-----|---|---|
| 国 語 | 【4学年】新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字を指導  | 【4・5学年】新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字を指導  |
| 社 会 | 【5学年】我が国の国土の位置・構成及び領土の範囲については、新学習指導要領の2(1)ア(ア)に基づき指導し、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。  | 【5学年】同左<br>【3学年】現行学習指導要領〔第3学年及び第4学年〕のうち、2(1)ア、2(2)ア・イ、2(4)ア・イ(災害については火災のみ)、2(5)アの内容を指導する。                                 |
| 算 数 | 【3～5学年】「量と測定」に「メートル法」を追加する。<br>【5学年】「素数」を省略する(中学校1学年で指導)。   | 【3～5学年】同左<br>【4学年】「数と計算」に「少数を用いた倍」「数量関係」に「簡単な割合」を追加する。<br>【5学年】「量と測定」に「速さ」を追加し、「分数の計算」と「素数」を省略する(分数の計算は6学年、素数は中学校1学年で指導)。 |
| 理 科 | 【4学年】「光電池の働き」を省略する(6学年で指導)。   | 【4学年】同左<br>【5学年】「水中の小さな生物」を省略する(6学年で指導)。<br>【6学年】「電気による発熱」を省略する(中学校2学年で指導)。   |
| 外国語 | 【3・4年】新学習指導要領の全部又は一部によるものとし、新学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕(1)イ(ア)及び(3)①に係る事項は必ず取り扱う。<br>【5・6年】現行学習指導要領の内容に、新学習指導要領の全部又は一部を加えて指導するものとし、新学習指導要領第2章第10節第2の2〔第5学年及び第6学年〕(1)ア・イ(ア)、エ(ア)e・f、エ(イ)及び(3)①イ・オは必ず取り扱う。 |   |

〔中学校〕

| 教科   | 平成31年度   | 平成32年度   |
|------|--|--|
| 国語   | 【1学年】都道府県名に用いる漢字の読みと書きを追加する。(20字：茨、媛、岡、湯、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜)  | 【1・2学年】都道府県名に用いる漢字の読みと書きを追加する(20字)。<br>【1学年】「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を追加する。   |
| 社会   | 【地理・歴史】新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。<br>【地理】「世界の諸地域」では、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。<br>【歴史】「世界の古代文明」「ユーラシアの変化」「ヨーロッパ人來航の背景」「市民革命」については、新学習指導要領の規定による。<br>※平成30～32年度「領域の範囲や変化とその特色」(地理的分野)、「富国強兵・殖産興業政策」(歴史的分野)、「世界平和と人類の福祉の増大」(公民的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについては、新学習指導要領の規定による。 | 【地理・歴史】同左<br><br>【地理】同左<br><br>【歴史】同左  |
| 数学   | 【1学年】「数と式」に「素数の積」を「資料の活用」に「累積度数」を追加し、「誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現」を省略する(3学年で指導)。   | 【1学年】同左<br>【1学年】「資料の活用」に「統計的確率」を追加する。<br>【2学年】「資料の活用」に「四分位範囲」「箱ひげ図」を追加する。  |
| 理科   | 【1学年】第1分野「力の働き」に「2力のつり合い」を、第2分野「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加し、第1分野「圧力」のうち「水圧」を省略する(3学年で指導)。   | 【1学年】同左<br>【1学年】第2分野「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加し、第1分野「圧力」及び第2分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する(2・3学年で指導)。<br>【2学年】1分野「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を、第2分野「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加し、第2分野「生物の変遷と進化」を省略する(3学年で指導)。 |
| 保健体育 | 【1学年】体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する(2学年で指導)。<br>保健分野に「主体と環境」「調和のとれた生活」を追加する。   | 【1学年】同左<br>【2学年】保健分野に「生活習慣病」「薬物乱用など」を追加する。   |

### 3 その他

- (1) 各教科等の学習指導要領改訂の趣旨及び内容並びに移行措置等の要点についてまとめた小学校及び中学校「教育課程編成のポイント」を、平成30年1月中に沖縄県教育委員会ホームページに掲載します。
- (2) 学校においては、新学習指導要領の第1章「総則」の内容を全職員で確認し、「社会に開かれた教育課程」「育成を目指す資質・能力」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」等について共通理解を図った上で、第2章以下の各教科等の目標の実現に向けた授業改善に取り組む。
- (3) 各教科等の指導に当たっては、その教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせる学習過程や学習活動の工夫等により、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。
- (4) 移行期間中の対応については、指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう十分に留意する。
- (5) 移行期間中における学習評価については、移行期間中に追加して指導する部分を含め、現行の学習指導要領の下の評価規準等に基づく。

中学校 「教育課程編成のポイント」 各教科等担当者

|    |           |        |                  |
|----|-----------|--------|------------------|
| 1  | 総 則       | 宮城 肇   | 県教育庁義務教育課主任指導主事  |
| 2  | 国 語       | 平良 一   | 県教育庁義務教育課指導主事    |
| 3  | 社 会       | 伊井 秀治  | 県教育庁義務教育課主任指導主事  |
| 4  | 数 学       | 山城 高雄  | 県教育庁義務教育課指導主事    |
| 5  | 理 科       | 有銘 真一郎 | 県教育庁義務教育課指導主事    |
| 6  | 音 楽       | 上地 さとみ | 県立総合教育センター主任指導主事 |
| 7  | 美 術       | 上原 進   | 県立総合教育センター研究主事   |
| 8  | 保健体育      | 手登根 広幸 | 県教育庁保健体育課指導主事    |
| 9  | 技 術       | 上江洲 卓  | 県立総合教育センター研究主事   |
| 10 | 家 庭       | 屋良 陽子  | 県立総合教育センター指導主事   |
| 11 | 外 国 語     | 東風平 涼子 | 県教育庁義務教育課指導主事    |
| 12 | 特別の教科 道徳  | 平良 淳   | 県教育庁義務教育課指導主事    |
| 13 | 総合的な学習の時間 | 天願 直光  | 県教育庁義務教育課主任指導主事  |
| 14 | 特別活動      | 松田 庄一郎 | 県教育庁義務教育課指導主事    |

---

## 中学校 教育課程編成のポイント

発行日 平成30年1月

発行 沖縄県教育委員会（義務教育課）

〒 900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL (098) 866-2741 FAX (098) 866-2750

ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/edu/>

〔沖縄県教育委員会〕

---